

「北区児童相談所等複合施設基本計画近隣住民説明会」

～ご質問・ご要望と回答～

令和4年5月12日

No.	種別	質問	回答
1	児童相談所 について	各区にできている児童相談所と北区が作る児童相談所の違いや特徴を教えてください。	先行自治体の中では、児童相談所と子ども家庭支援センターを同施設で運営しているところが多いですが、世田谷区などは元々5か所の子ども家庭支援センターがあるため、単独の児童相談所を設置した区もあります。北区の児童相談所等複合施設の特徴として、児童相談所・一時保護所の整備に併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等を複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備するところ です。
2	一時保護所 について	一時保護所のお子様は家庭に恵まれない子どもや虐待の子どももいるので、隣接するマンションなどを踏まえて、子どもたちに配慮した設計を要望します。	先行自治体などを参考に窓を曇りガラスにするなどプライバシーなどへ配慮した設計としていきます。
3		一時保護所は2～18歳未満の子どもの設定だが、高校生を保護することは可能なのでしょうか。	18歳未満の子どもを必要に応じてしっかり保護できるように準備していきます。
4		子どもの意見表明権の制度について詳しく教えてください。	子どもの権利擁護の視点から一時保護所の職員には直接伝えにくいことを、外部の第三者に聞いてもらうことで施設の改善につなげる制度です。